

実務の焦点

所得税関係

保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の特例

1 はじめに

バブル時、銀行は企業の不動産投資に対して積極的に資金援助を行っていたが、今では、不良債権処理に追われている。中小企業は、金融機関から融資を受ける際には代表者が保証人となるのが通例であるから、法人の債務返済遅延等は、即代表者への弁済要求となる。

2 特例のポイント

保証人たる代表者は、自らの資産を売却等して、その債務の弁済に充てた場合において求償権が行使できなくなったときは、所得税法64条2項のいわゆる「保証債務の特例」により、その譲渡はなかったものとみなすこととされている。この規定は実質的な担税力が喪失することを勘案して設けられたものである。特例の適用を受けるためのポイントは、以下の二点である。

(1) 債務保証した時点の判定

代表者が債務保証した場合において、すでに債務者に資力がなく、保証債務の履行が避けられず、求償権の行使が不能である場合には、この特例の適用がない。なぜならば、その時点で債務者に対する利益供与、私財提供と判断されるからである。保証債務であるか又は私財提供であるかの判断は、債務保証した時点以前の債務者の財産状況及び営業実績等から行うことになる。

(2) 求償権の行使不能の判定

求償権の行使不能の判定については、譲渡代金の貸倒れの判定基準である所得税基本通達51-11を準用している(所基通64-1)。そこで問題となるのが同通達の(4)のケースである。「債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その貸金等の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対して債務免除額を書面により通知したこと」とあるように、明確な事実関係と形式要件の両方を満たす必要がある。

3 個別通達の適否判定

従前の通達に則した取扱いでは、法人が倒産でもない限り求償権の行使不能は、認めないケースが見受けられた。さらに、裁決事例や裁判事例でもその傾向があったため、実務上この規定の適用を見送る場合があったようである。

国税庁は、中小企業庁からの照会文書に回答するとともに個別通達(課資3-13)を平成14年12月25日発遣した。これによれば、代表者等が求償権を放棄することにより法人の再建を目指す場合や廃業に向かいつつもまだ解散に至らない場合も、次のすべての状況に該当すれば求償権は行使不能と判定される。

①他の債権者との関係で求償権を放棄せざるを得ない状況であったこと、②求償権を放棄することによっても、なお債務超過の状況にあること、また、債

務超過の判定は時価ベースによることなどが挙げられている。

4 貸倒れの判断

求償権の行使不能で準用した貸倒れの考え方について、注目すべき判決があった。住専処理に関する貸倒損失の損金算入をめぐる昨年末の最高裁の判決は、「貸倒損失は、債務者の資産状況、支払能力等の債務者の事情のみならず、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等をも踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべき」と判示して、課税庁側の主張を退けた。

貸倒れについての現状の取扱いには税法、通達等で適用要件が厳しく規定されている。求償権の行使不能の判定についてもこの判決を斟酌するならば、債務者のみならず保証債務を履行した側の状況等を踏まえ社会通念に従って総合的に判断することとなり、今後は客観的な説明と経済環境等の実質的な立証が重要となってくる。

5 おわりに

中小企業経営における金融保証の窮状に対する税務の判断について専門家としての資質が問われている。

(山石研究グループ)
税理士 根本 東樹